

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の 活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令について

総合政策局地域交通課
自動車局旅客課
総合政策局物流政策課

1. 背景

第 201 回通常国会において、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 36 号。以下「法」という。）が成立し、令和 2 年 6 月 3 日に公布されたところ。

今般、法を施行するため、法の施行期日を定める必要がある。

2. 制定の内容

法の施行期日については、法附則第 1 条において「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされているところ、法の運用に向けた関係者との調整に要する期間や、今般成立した「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）」との関係を勘案し、当該施行期日については、令和 2 年 11 月 27 日とする旨を定める。

3. スケジュール

公布：令和 2 年 11 月 11 日

※改正法の公布：令和 2 年 6 月 3 日

施行：令和 2 年 11 月 27 日